

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

**鳥取県病院局管理規程第2号**

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p>			<p>（病院の内部組織の設置）</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p>		
鳥取県立中央 病院	医療局	略	鳥取県立中央 病院	医療局	略
		地域医療支援室			地域医療支援室
		臨床研修支援室			
	医療技術局	略	医療技術局	略	
		<u>リハビリテーション室</u>		<u>理学療法室</u>	
		略		略	
略		略			
鳥取県立厚生 病院	略		略		
	医療技術局	略	医療技術局	略	
		<u>リハビリテーション室</u>		<u>理学療法室</u>	
		略		略	
	略		略		
<u>医療安全・ 感染防止対 策室</u>		<u>医療安全対 策室</u>			
略		略			
（病院の所掌事務）			（病院の所掌事務）		

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	地域医療支援室	へき地の医療支援に関すること。
医療技術局	臨床研修支援室	1 臨床研修医の管理監督に關すること。 2 臨床研修支援室の管理に關すること。 3 臨床研修に關する文書及び記録の作成並びに整理保管に關すること。
	リハビリテーション室	1 機能訓練に關すること。 2 リハビリテーション室の管理に關すること。 3 機能訓練に關する文書及び記録の作成並びに整理保管に關すること。
	略	
略		
医療安全・感染防止対策室		1 院内の医療安全管理に關する指導、企画及び調整に關すること。 2 院内の感染防止に關する指導、企画及び調整に關すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に關すること。
略		

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	略	
	地域医療支援室	へき地の医療支援に関すること。
医療技術局	理学療法室	1 理学療法及び機能訓練に關すること。 2 理学療法室の管理に關すること。 3 理学療法及び機能訓練に關する文書及び記録の作成並びに整理保管に關すること。
	略	
	略	
略		
医療安全・感染防止対策室		1 院内の医療安全管理に關する指導、企画及び調整に關すること。 2 院内の感染防止に關する指導、企画及び調整に關すること。 3 その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に關すること。
医療安全対策室		1 院内の医療安全管理に關する指導、企画及び調整に關すること。 2 医療安全対策室の管理に關すること。 3 その他医療安全対策に必要な事項に關すること。
略		

(職制)

第7条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事

<p>務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、<u>臨床研修支援室</u>、中央放射線室、中央検査室、<u>リハビリテーション室</u>、臨床工学室、栄養管理室及び中央滅菌材料室に副室長を置くことができる。</p> <p>6及び7 略</p>	<p>務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、<u>医療安全対策室</u>、中央放射線室、中央検査室、<u>理学療法室</u>、臨床工学室、栄養管理室及び中央滅菌材料室に副室長を置くことができる。</p> <p>6及び7 略</p>
--	---

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。